

海外旅行会社との取引拡大推進事業 中国からの誘客促進助成金の実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県による中国営業対象地域（上海市、広東省、浙江省、北京市、大連市を指す。以下、「営業地域」という。）から福井県への観光客誘致を促進するため、小松、富山または中部国際空港と営業地域を結ぶ航空便を利用した、団体旅行ツアーまたは個人旅行ツアー（以下、「訪日旅行ツアー」という。）に対し、送客人数および宿泊数に応じた助成金（以下「助成金」という。）を旅行業者に交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる事業実施者は、中国において適法に旅行業を営む旅行業者であって、かつ、訪日団体および個人旅行の取扱いができるものとする。

(助成金の交付条件)

第3条 助成金の交付条件は次のとおりとする。

次の①から③に規定する訪日旅行ツアーを実施すること。

①中国国内における利用空港の条件

営業地域の空港を中国発着空港として利用する訪日旅行ツアーであること。ただし、広東省からの訪日旅行ツアーについては、香港の空港を発着空港として利用することを認める。

②日本国内における利用空港の条件

小松空港、富山空港または中部国際空港を日本到着空港または日本出発空港として利用する訪日旅行ツアーであること。

③次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 令和7年4月1日（国の第2世代交付金の交付決定日以降）から令和8年2月28日までに出発し、福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊、福井県内観光地・施設を1箇所以上訪問する10名以上の団体旅行ツアー。なお、「10名」には日本国外から渡航する添乗員を1名まで含み、日本に居住する添乗員および通訳案内士並びにバスのドライバーは含まない。

イ 令和7年4月1日（国の第2世代交付金の交付決定日以降）から令和8年2月28日までに出発し、福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊、福井県内観光地・施設を1箇所以上訪問する個人旅行ツアー。但し、1箇月累計で10名以上実施することとし、1箇月の単位は当月1日から当月月末までとする。

2 訪日ツアーの帰国日については令和8年〇月〇日までに出国すること。

3 県または公益社団法人福井県観光連盟から送客助成や広告支援等を受けていない訪日旅行ツアーであること。

4 日本の居住者を対象としたツアーでないこと。

(助成金の額等)

第4条 次の表に掲げる額、条件に従い、予算の範囲内において事業実施者に助成する。

金額	上限	備考
送客人数1名1泊につき金5,000円を乗じた金額	1名につき2泊まで(1名につき金10,000円まで)	小松、富山または中部国際空港の片道・往復利用の区分による、助成金額の増減はない。

(交付の申請)

第5条 事業実施者は、以下の記載に従い、助成金運営事務局(以下、事務局という。)に日本語で記載した交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

期間	申請先	宛先
事務局の事業者決定から令和8年2月28日までの間	事務局	事務局の事業者決定後に記載

- 前項の申請は、送客を開始する日の7日前(7日前が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに提出すること(必着)。申請前に行われた送客については、助成の対象としない。ただし、令和7年4月1日(国の第2世代交付金の交付決定日以降)から令和7年〇月〇日(事務局の事業者決定日)までの送客については事務局の事業者決定後7日以内(土日祝日を含まない)まで申請可能であるが、予算状況や審査の結果、助成対象とならないことがある。
- 助成の対象期間が複数月に渡る場合、送客開始日から送客終了日までの期間を3か月以内とし、送客開始日は出発日を基準とすること。

(交付の決定および通知)

第6条 前項の申請があった場合、事務局はその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により事業実施者に通知するものとする。

なお、審査は申請の到着順に行うこととし、助成額が県の予算額に達した時点で申請の受付を終了する。

(事業の変更または中止)

第7条 事業実施者は、交付決定を受けた事業計画の内容を変更または中止する場合や、旅行日程または交付決定金額に変更が生じる見込みとなった場合は、変更となる送客の開始前に日本語で記載した事業計画変更申請書(様式第3号)をメールにて事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(内定の変更)

第8条 事務局は、事業実施者に事業の進捗状況等について照会することができる。このとき、事業実施者は、照会を受けてから14日以内に事業の進捗状況、今後の見込み等について、文書で回答しなければならない。

- 2 事務局は、前項の文書または第7条による事業計画変更申請書を審査し、内定を変更することができる。
- 3 前項に規定する場合において、事務局は、事業実施者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 事業実施者は、交付決定を受けた訪日旅行ツアーの完了日（福井県内の旅行ツアー終了日が基準）から起算して14日以内または令和8年3月7日のいずれか早い日までに、助成事業の成果を日本語で記載した実績報告書（様式第4）および請求書（様式第5号）に関係書類を添えて、事務局に提出しなければならない（必着）。

(助成金の交付等)

- 第10条 事業実施者から前条の実績報告があった場合、事務局は検査を行い、適当と認めるときは、申請者が指定する銀行口座へ事務局より助成金を日本円により振り込む。
- 2 助成金の交付の送金手数料は、事業実施者が負担するものとし、その支払いは交付金額から当該手数料を控除することにより行うものとする。

(遂行状況の報告)

- 第11条 事務局は、交付決定を受けた者に対し、必要があると認める場合、助成事業の遂行の状況を報告させることとする。
- 2 前項の報告の結果、訪日旅行ツアーが助成の要件を満たしていない、または訪日旅行ツアーの実施が困難であると認める場合は、交付決定を取り消すこととする。

(助成金の交付の内定等の取消しおよび返還)

第12条 事務局は、助成金の交付を受けた事業実施者がこの要綱の規定に違反したとき、または事業計画書や交付申請等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付の内定や決定を取消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

(その他)

第13条

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。